

## 告 示

### 埼玉県告示第九十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県三郷市番匠免三丁目二番二の一部、六番、七番、八番の一部、十二番の一部、十三番の一部、十四番の一部、十五番の一部、十六番、十七番、十八番、十九番一、十九番二、二十番、二十一番の一部、二十二番二の一部、二十四番三の一部、二十五番、二十六番一、二十六番二、二十七番一、二十七番二、二十八番、二十九番、三十番、三十一番、三十二番、三十三番、三十四番、三十五番の一部、三十六番の一部、三十七番の一部、三十八番の一部、三十九番の一部、四十番の一部、四十一番一の一部、四十一番二の一部、四十二番の一部、四十三番一の一部、四十三番二の一部、四十三番三の一部、四十四番の一部、四十五番の一部、四十六番の一部、四十七番一の一部、四百十番一の一部、四百十一番一の一部、四百十二番一の一部、四百十三番一の一部、四百十四番一の一部、四百十五番一の一部、四百二十二番一の一部、上口三丁目六十二番の一部、六十三番一の一部、六十六番四の一部、二百五十四番二の一部、二百五十五番二の一部、二百五十六番二の一部、二百五十七番一の一部、二百五十八番の一部及び二百六十番二の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

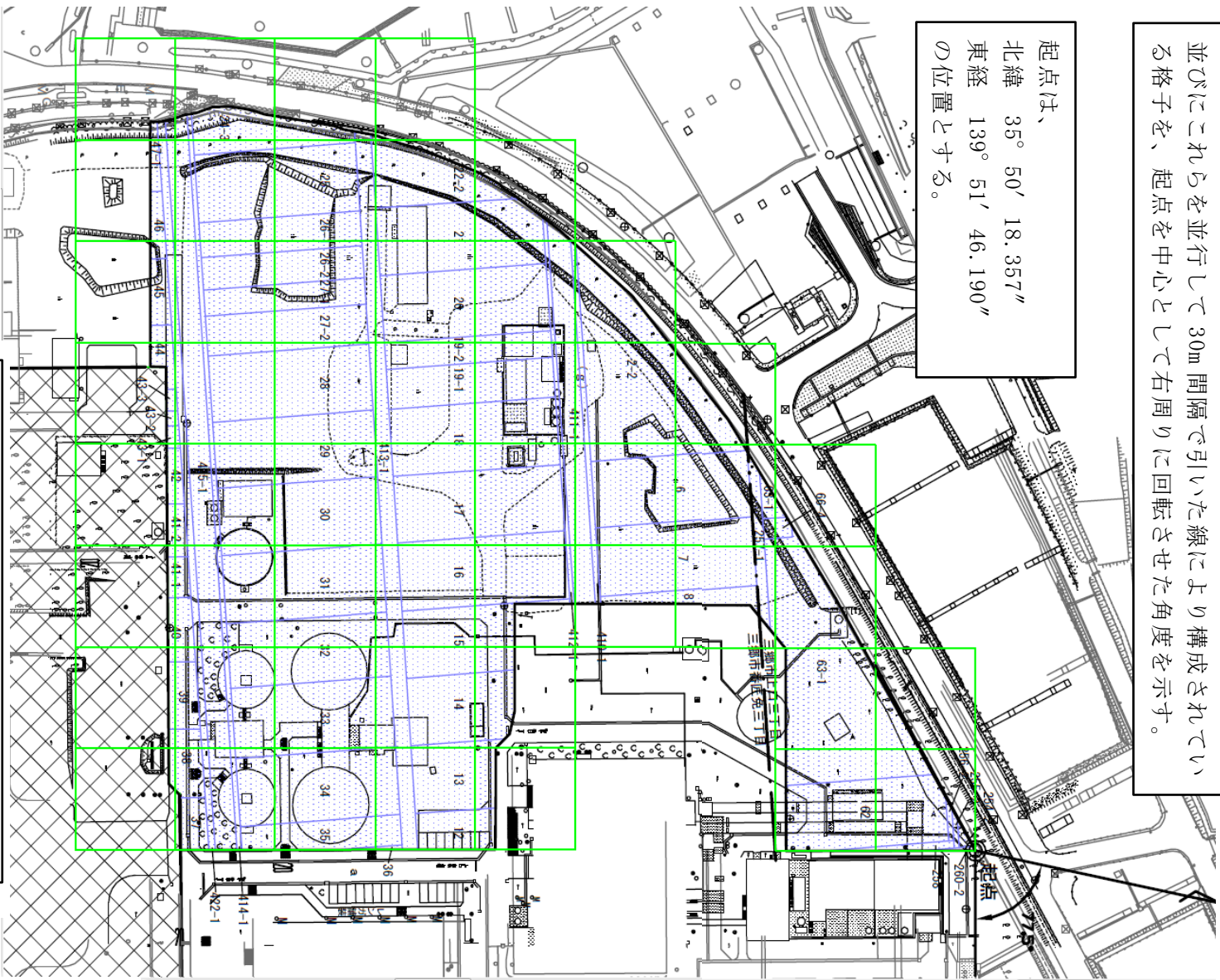
三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）

別図

【格子の回転角度 77.5°】  
格子の回転角は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを並行して30m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右周りに回転させた角度を示す。

起点は、  
北緯 35° 50' 18.357"  
東経 139° 51' 46.190"  
の位置とする。



- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域に指定する区域
- ▩ 既存指定区域